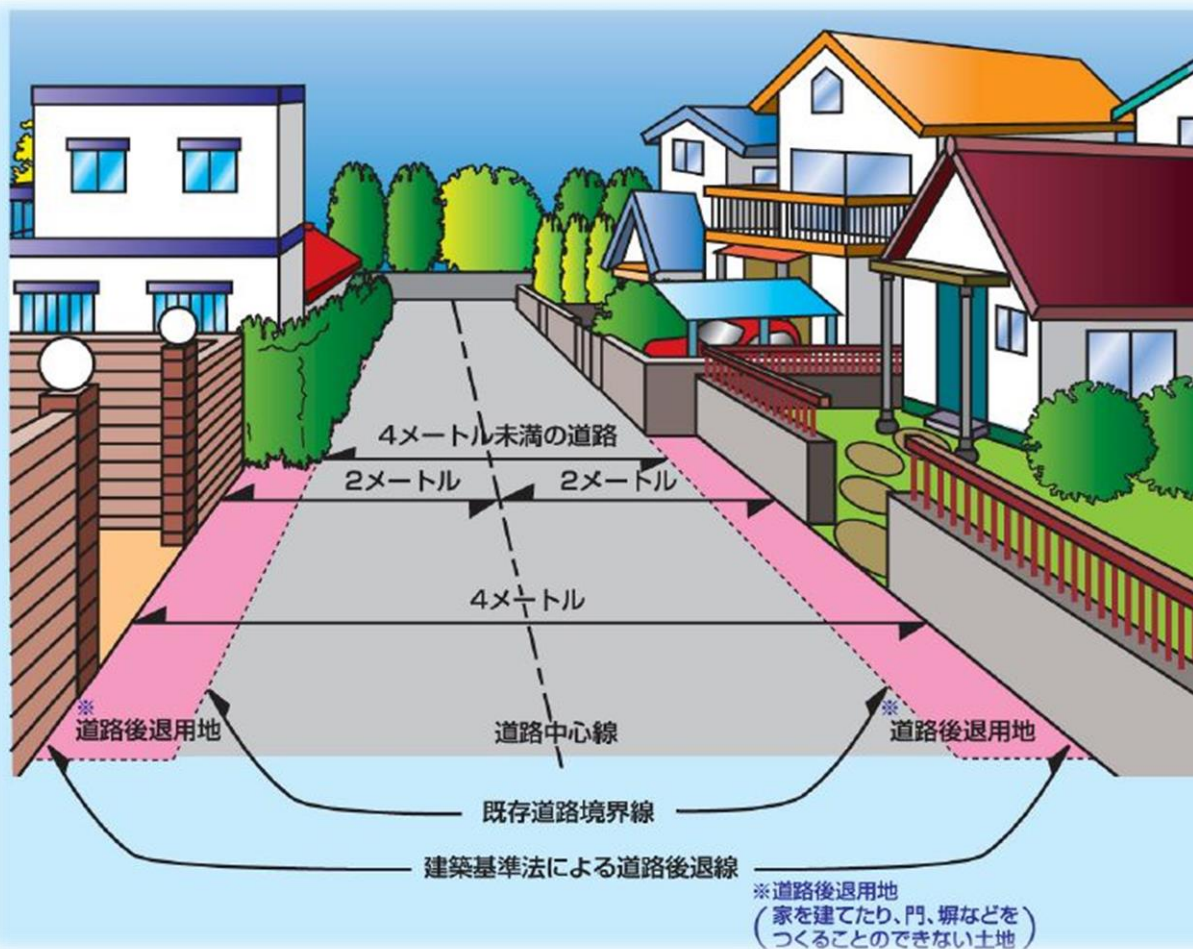


朝日町狭あい道路後退用地等整備事業

安全で快適なまちづくりを目指して



令和4年4月改訂

三重郡朝日町

1. はじめに

私たちの身近にある生活道路は、日常の人や車の通行という本来の目的以外に通風、採光、日照などの生活環境の確保や災害時の避難、防火など防災上でも重要な役割を持っています。しかし、町内の生活道路の中には幅員 4mに満たない道路（狭あい道路）があり、機能上さまざまな問題を抱えています。

そこで当町では、建築基準法に定められている 4mの道路幅員を確保し、安心して暮らせる安全で快適なまちづくりを進めるため、平成 23 年 3 月から、町民のみなさまのご理解とご協力のもとに狭あい道路後退用地等整備事業を行っています。

2. 狭あい道路の定義

狭あい道路とは、建築基準法第 42 条第 2 項の規定により特定行政庁が指定した道及び町長がこの要綱を適用する必要があると認めた 4m未満の道路をいいます。建築基準法では、狭あい道路に面する敷地に建築物などを建てる場合、その道路の中心線から 2m後退した位置を道路の境界線とみなし、その位置から道路側に突き出して建物、門、塀、擁壁などを建築または築造することはできない旨を定めています。

3. 事業の対象

次に示す道路に面した敷地において、新築や増・改築（建替え）などの建築行為を行う場合等において、後退用地部分にある支障物件（門、塀、擁壁等）を除去し、寄附または無償使用承諾を頂いた場合が対象です。

- 建築基準法第 42 条第 2 項の規定により、特定行政庁が指定した道
- その他町長が必要と認めた幅員 4m未満の道
- 上記道路にかかる「すみ切り用地」

4. 事業の内容

後退用地やそれに伴うすみ切り用地の「寄附」もしくは「無償使用承諾」が得られますと、町は次のような事業を行います。

- (1) 道路の舗装・管理

「寄附」もしくは「無償使用承諾」が得られた後退用地やすみ切り用地は町で舗装し、管理します。

(2) 助成金制度

後退用地部分を「寄附」もしくは「無償使用承諾」を行うための、境界立会、測量、分筆登記等にかかった経費の3分の2に相当する額について、15万円を上限として助成します。なお、寄附に伴う所有権移転は、町が行います。

※ 助成金は課税対象となりますのでご注意ください。

(3) 報償金制度

敷地がこの事業の対象となる道路等に接しており、後退用地を寄附いただいた場合は、報償金を交付します。報償金の額は、固定資産税の評価額の1㎡当たりの単価に後退用地の面積を乗じた額とし、上限50万円を交付します。

敷地が2方向以上でこの事業の対象となる道路等に接する場合は、交付する額を上限60万円とします。

すみ切り用地を寄附していただいた場合は、その面積を後退用地の面積に含め、報償金を交付します。

※ 報償金は課税対象となりますのでご注意ください。

※ 無償使用承諾の場合は、報償金は対象外です。

(4) 非課税措置

後退用地、すみ切り用地の「無償使用承諾」をいただいた場合は、その部分にかかる固定資産税を非課税とします。

5. 必要な手続き

別表に示す手続きを行ってください。関係するお問合せ先は、次の通りです。

○建築基準法第42条第2項に規定する道路かどうか等のお問合せ

三重県 四日市建築事務所 建築開発室（TEL：059-352-0684） ※特定行政庁

○町が管理する道路かどうか等のお問合せや本事業に関する全般のお問合せ

朝日町役場 産業建設課（TEL：059-377-5658）

別表

手続きのステップ	申請者	町	内容
1. 事前相談	○		狭あい道路に接する敷地で建築計画をたてられる方は、町に相談ください。敷地に接する道路が狭あい道路かどうかは、特定行政庁へご確認ください。
2. 事前協議	○	○	建築主等から事前協議書をご提出いただき、後退用地の寄附や助成内容、支障物件の除却時期等について町と協議を行ってください。
3. 事前協議完了通知書		○	現地調査等を行った後、町が交付します。
4. 境界確認申請・境界立会 い	○		境界確認申請をご提出の上、町や関係地権者の立会のもと、道路境界や道路中心線等を確認し、境界確定書をご提出ください。
5. 測量・分筆登記	○		後退用地を境界標で明示してください。
6. 支障物件の除却	○		後退用地内の支障物件を除却し、更地の状態にしてください。後退用地と道路に高低差がある場合は、同じ高さにしてください。
7. 寄附申出書／無償使用承諾書の提出	○		抵当権が設定されている場合、寄附であれば抵当権の抹消、無償使用であれば抵当権者の同意が必要です。
8. 現地確認		○	境界標の設置状況や支障物件の除却状況等、道路として支障がないことを確認します。
9. 所有権移転登記／無償借地契約		○	寄附に伴う所有権移転は、町が行います。無償借地契約は、契約書を両方で保管します。
10. 助成金交付申請書／報償金交付申請書	○		測量・分筆登記に関する依頼書、請求書、領収書の各写しを添付してください。
11. 助成金交付決定通知書／報償金交付決定通知書		○	申請内容を精査した後、町が助成金・報償金の額を決定し、交付します。
12. 助成金交付請求書／報償金交付請求書	○		お振込み可能なご本人様名義の口座をご指定の上、ご請求いただきます。
13. 助成金支払い／報償金支払い		○	ご指定の口座へ振込みます。
14. 舗装整備		○	外構工事完了後に町が舗装を行います。予算やその他工事の兼合い等により、お待ちいただく場合があります。

※別表中の「○」は実施する者を示します。